

学校運営協議会制度の定量的研究を目指した既存調査の整備

青木 栄一 (東北大学大学院教育学研究科准教授)

佐藤 晴雄 (日本大学文理学部教育学科教授)

神林 寿幸 (東北大学大学院教育学研究科博士課程前期)

佐久間 邦友 (兵庫教育大学特命助教)

要約

本稿の目的は、学校運営協議会制度の普及・阻害要因を明らかにするために、これまで筆者らが行ってきた全国調査データの整備状況と、今後の分析計画を整理することにある。学校運営協議会制度については、特定の実践事例より当該制度の成果・課題が析出されてきた。しかし事例分析から一般化した知見を導出すると、セレクション・バイアスが生じうる。これを克服するためにはサーベイ・データの分析により知見を導出することが求められる。そこで、筆者らは一次集計の公表にとどまっている平成 19 年度ならびに平成 23 年度に実施された学校運営協議会に関する全国調査データを整備し、これを分析することにした。そしてこれまでに、多重回答のダミー変数化など当該データを多変量解析可能なものに整備することが完了した。これらのデータから、学校運営協議会制度導入・実施にとって重要なアクターを明らかにすることが今後の課題のひとつとしてあげられる。

キーワード：学校運営協議会、セレクション・バイアス、多変量解析

第 1 節 はじめに

本稿の目的は、学校運営協議会制度の普及要因と阻害要因の解明にむけて筆者らがこれまで行ってきた研究成果を確認することにある。具体的には、現時点での全国調査データの整備状況を報告し、今後の分析計画を整理する。

周知のとおり、わが国では 2004 年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、学校運営協議会制度が創設された。2013 年 4 月 1 日現在、学校運営協議会が設置されたコミュニティ・スクールは 1,570 校であり、文部科学省は 2016 年度までに全公立小・中学校の約 1 割 (約 3,000 校) にまで拡大することを目標とし、同省の推進施策のひとつとなっている¹。このような社会的な関心のもとで、これまでも学校運営協議会に関して先行研究・調査が行われてきた。具体的には中央政府レベルへの問題関心から学校運営協議会制度に関する立法過程 (椿 2012) を分析するものや、地方政府についての関心から、教育委員会が当該制度を導入する過程 (日高 2006)、さらには事例分析や質問紙調査を通じて当該制度の成果と課題を提示するもの (佐藤 [編著] 2010; 仲田 2010; 屋敷 2011; 大林 2011; 仲田 2011; 仲田・大林・武井 2011; コミュニティ・スクール研究会 [編著])

2012；三鷹教育・子育て研究所 コミュニティ・スクール研究会 2013) が確認される。

しかし以上の先行研究について残されている課題として、次の2点が指摘できる。第1に事例分析による知見に対しては、その知見を一般化することが可能であるかということである。特定の地域の学校における実践から学校運営協議会に関する成果と課題を見出し、さらにそこから当該制度の普及要因・阻害要因を一般化して言及する場合には、いわゆるセレクション・バイアス(青木 2012)を伴うおそれがある。事例分析によって得られた知見が一般化に耐えうるか否かについては、複数自治体を対象にした調査データ(可能であれば全国規模のもの)を用いて検証することが望まれる。

第2に全国調査の分析で得られた知見についても、単純集計によるものにとどまっていることが挙げられる。学校運営協議会の普及・阻害要因を検出するためには、想定した要因(独立変数)と当該制度の普及・阻害という結果(従属変数)について、両者の関係を検討するのは必要があるが、それだけでは不十分である。当該制度の普及・阻害という従属変数に対して、独立変数以外に影響を及ぼすと考えられる要因を十分に統制できているとはいえないからである²。統制が十分に行われぬままにして導出された学校運営協議会制度の普及・阻害要因には、変数無視のバイアス(omitted variable bias)が伴っている可能性があり、予測した要因について正確さに欠いた結論を導きかねない(King, Keohane, & Verba 1994=2004)。このような正確さに欠いた予測を回避するためには、統制変数を加味して従属変数と独立変数との関係を検討することができる多変量解析の適用が望まれる。

以上の2点を踏まえると、今後学校運営協議会の普及要因と阻害要因を解明するにあたっては、複数自治体を対象とした調査データについて多変量解析を行うことが必要であるといえよう。そこで筆者らはこれまで行われてきた学校運営協議会に関する全国調査、具体的には平成19年度「コミュニティ・スクールの実態と成果に関する調査」、および平成23年度文部科学省委託調査研究「コミュニティ・スクールの推進に関する教育委員会及び学校における取組の成果検証に係る調査研究」(いずれも研究代表者は佐藤晴雄)の2調査のデータを多変量解析に適合的な形式に整備し、学校運営協議会の普及・阻害要因を分析可能な状態とすることとした。以下の構成は次のとおりである。第2節ではこれら2つの調査の概要を整理するとともに、これまで筆者らが行ってきたデータ整備に関する進捗状況を記す。最後に第3節では今後の分析計画を記述する。

第2節 調査データの概要と整備状況

前記のように、筆者らの研究は上記の2つの全国調査から学校運営協議会制度の普及・阻害要因を析出することを将来的な目標とする。はじめにこれら2つの調査データの概要を記す。まず平成19年度「コミュニティ・スクールの実態と成果に関する調査」(以下「平成19年度調査」と記す)³は学校運営協議会に関する最初の全国調査であり、2007年10月10日から11月9日にかけて、2007年7月1日時点で学校運営協議会が設置さ

れていた学校 213 校すべてを対象に行われたものである。回答者は各校の校長であり、実際に回答があったのは 185 校（回収率 86.9%）であった。調査項目は学校や周辺の地域環境、コミュニティ・スクールへの期待・成果、学校運営協議会の組織・活動状況、学校運営協議会の議事と意見具申、学校運営協議会の権限の捉え方、コミュニティ・スクール制度をめぐる意識、教育委員会に期待する支援などであった。

次に平成 23 年度文部科学省委託調査研究「コミュニティ・スクールの推進に関する教育委員会及び学校における取組の成果検証に係る調査研究」（以下「平成 23 年度調査」とする）⁴の概要について記す。平成 19 年度調査と異なり、平成 23 年度調査では学校運営協議会指定校の校長に対する調査（813 校対象のうち 675 校回答、回収率 83.0%）のみならず、学校運営協議会委員（813 校対象うち 562 校回答、回収率 69.1%）、さらには同協議会未指定校の校長（1,152 校対象のうち 807 校、回収率 70.1%）、教育委員会（対象数 1,789、回答数 1,126、回収率 62.9%）に対しても調査が行われた。

以上のような手続きによりそれぞれの調査データが得られた。たしかにこれらの調査データによっても回答状況の集計を行うことはできるが、しかし元の調査データが上記のような多変量解析に耐えうる状態であるとは必ずしもいえない。具体的には青木（2013）にも記したように、以下の 2 点についてデータの整備が課題であった。

第 1 に多重回答のダミー変数化である。上記の 2 つの調査はいずれも文部科学省の協力のもとで行われており、いずれの調査結果も中央教育審議会をはじめ、学校運営協議会に関する政策過程で提示されてきた⁵。このような背景から、当初 2 つの調査については、回答者から得られた情報が速報値として公開できるような形で整備がなされた⁶。たとえば平成 23 年度調査の学校運営協議会指定校・校長に対して行った問 30 のように、回答者に複数の回答を求めるものについて、当初は回答のあった番号を単純にデータセットに入力したうえで多重回答の集計がなされた。しかしこのような形式では、ある回答を選んだ群とそうでない群との比較を行うことが難しい。また多重回答項目を分析する場合には、特定のソフトウェアが必要になり、既存のデータのままだでは情報の共有が困難である。そこで筆者らは、このような多重回答の選択肢についてはそれぞれ、当該肢に回答がある場合には 1 を、回答がない場合には 0 をとるダミー変数を設定し、今後回答がある群とそうでない群との間で比較ができる、すなわち多変量解析を実施することのできるデータセットの整備を行った。なお上記の作業は平成 19 年度調査及び平成 23 年度調査のすべての多重回答項目について完了した（本稿執筆時点）。これによりたとえば、当該項目への回答の有無の違いをそのままダミー変数として投入した分析、あるいはこれらの回答の有無を累積させその合計得点を変数として用いた回帰分析を行うことが可能となる。このように複数回答のダミー変数化の作業により、データ分析に多変量解析を用いて、要因間の関係にアプローチする準備が整ったといえる。

2 点目として、調査票回収時期により、平成 23 年度調査の一次集計結果の公表に反映

することができなかった回答者の情報を追加することである。これは前年度に既にほとんど完了していた。青木（2013）で記されたように、平成23年度調査について、学校運営協議会指定校長調査4件分、学校運営協議会未指定校・校長調査3件分、教育委員会調査2件分が、そして学校運営協議会委員調査については新たに1件加わり計7件分が、元の調査データセットに情報が追加された。

第3節 今後の分析計画

以上のように、2013年度の本研究プロジェクトの成果として、学校運営協議会に関する2つの全国調査データの整備は完了したことがあげられる。これを踏まえて最後に、以上のデータセットを用いた今後の分析計画を整理する。

繰り返しになるが、最終的にこれらのデータの分析から明らかにすることは、学校運営協議会制度の普及要因および阻害要因である。上記の2つの調査が同一学校を対象にした追跡調査、すなわちパネル調査ではないことも考慮したうえで、上記の要因を明らかにするための分析方法を検討すると、学校運営協議会制度を導入している学校とそうでない学校との間で確認される差異を導出することがひとつ考えられる。導出された要素に当該制度を普及させる要因、もしくは阻害する要因が検出されるのである。

では具体的にどのような点に着目すればよいのであろうか。これまでの学校運営協議会制度、保護者や地域住民による学校参加、さらにはひろく行政における地域住民による市民参加に関する先行研究の知見を踏まえて、以上の点について検討する。結論を先取りすると、大きく2つがあげられる。第1に学校運営協議会制度の導入によって生じた成果と課題を明らかにすることである。第2に以上のような当該制度の成果と課題に対して、教育委員会、学校、保護者、地域住民といったアクターのうち、どのアクターによるリーダーシップの発揮が重要になるのかを明らかにすることである。

第1項 学校運営協議会制度導入による成果と課題

まず第1点目について言及する。市民参加にはいくつかの段階があることが指摘される。たとえば Arnstein（1969）は市民参加を8段階に分類している⁷が、このうち学校運営協議会制度下の保護者・地域住民の参加は協働（Partnership）の段階に位置づけることができる⁸。市民社会組織に対して政策過程の各段階（政策立案、政策執行、行政評価など）への参加制度を導入している自治体ほど、実際に NPO・市民団体や一般市民と行政の協働を促していることが示されている（柳 2010）。さらにはこうした市民参加が充実している自治体ほど行政のパフォーマンスがよいとされる（Putnum 1993=2001）。これらの一連の先行研究の知見を踏まえると、市民参加制度の導入は行政・市民との協働を促し、そのことにより行政のパフォーマンスが向上するということが導かれる。

そのうえで、このようなことが学校運営協議会制度についてもあてはまるのかについて

検証が求められよう。この点について先行研究では、当該制度の導入により保護者・地域住民を巻き込んだ教育活動が創造され、児童の学習活動の質の改善が確認されたり（大林 2011）、あるいは保護者から不登校対策を学校運営協議会で重点的に取り組むよう要請があったことを受けて、同協議会が不登校対策に取り組んだ結果、不登校の生徒が減少した（屋敷 2011）というように、学校運営協議会導入による成果が指摘されている。しかしこれらの知見はいずれも1校の事例分析によるものであるため、一般化可能かどうかの検討が今後必要となる。たとえば整備が完了した平成19年度調査と平成23年度調査とを組み合わせて、学校運営協議会を導入している学校とそうでない学校との間で、さらには学校運営協議会の指定年数の長さの違いによって、保護者や地域住民からの苦情の多寡あるいは児童生徒の学習に対する学校の認識に差異が確認されるか否かといったことを検証することがあげられる。仮にひろく学校運営協議会導入校の方が、学校・家庭・地域の連携および児童生徒の教育活動に対して肯定的な回答の傾向が確認できるのであれば、こうした知見は学校運営協議会導入による成果として捉えることができ、当該制度を普及させることの判断材料を提供することになろう。

他方で学校運営協議会の課題として、保護者や地域住民による学校参加によって、教員の業務負担が増大する懸念もある。市民参加に対する自治体職員の意識調査の結果では、おおむね自治体職員は市民参加には肯定的な意見を有する一方で、効率的な業務の遂行という点で市民参加を否定的に捉えている（小林・中谷・金 2008）。これは市民参加の阻害要因となりうる。学校運営協議会をはじめ、これまでも「開かれた学校づくり」政策により教員の負担が増大することは指摘されてきた（市川 1995 など）。「開かれた学校づくり」に取り組むうえで、保護者や地域住民への学校教育に関する情報の提供は基本的な条件とされる（岩永・芝山・岩城 2002）。こうした学校教育情報を保護者や地域住民に対して開示することに、一定程度の教員が消極的な意見を有している背景として、学校教育情報の収集・形成・発信・管理に要する時間が増大し多忙化がもたらされることが推察されている（岩永・芝山・岩城 2002）。

しかし管見の限り、こうした指摘を裏づける実証的な知見の蓄積は十分なされておらず、この点については今後検証が求められる。整備された平成19年度調査および平成23年度調査を用いて、学校運営協議会導入校と非導入校との間で、ならびに当該制度の導入年数に応じて、休日出勤や時間外勤務の多寡に関する学校の認識に差異が確認できるのかを検証することが課題のひとつにあげられる。仮に学校運営協議会の導入が、教員の業務負担を増大させるという傾向が見出されるのであれば、それは当該制度導入の阻害する要因として指摘できる。

第2項 学校運営協議会導入・実施における教育委員会・学校のリーダーシップ

前項では、学校運営協議会制度を導入・実施によってもたらされる成果および課題を導出することの必要性を整理した。しかしこれだけでは学校運営協議会の普及要因・阻害要

因を十分に明らかにしたとはいえない。学校・家庭・地域の協働を促進するような、あるいは児童生徒の教育活動を改善しうるような学校運営協議会制度は、いかにして導入されるのか。さらには学校運営協議会制度がどのように活用されることによって、上記のような成果が得られるのか、あるいは制度の課題をいかにして克服することができるのか。このような問いに対する回答も用意されない限り、学校運営協議会の普及・阻害要因に対する政策によるアプローチは難しいであろう。

以上の問いを考察することが今後の分析計画の2点目であり、具体的には教育委員会、校長、保護者、地域住民といったアクターのリーダーシップに着目する。学校・家庭・地域の協働にむけた取り組みを行う上で、校長などの学校管理職、ならびに地域住民の働きかけが重要であるということが国内外の先行研究で指摘されてきた(大林 2011; Epstein, Galindo & Sheldon 2011)。先述した2つの全国調査では、コミュニティ・スクールの指定校校長に対して「コミュニティ・スクール指定を受けたきっかけ」が質問項目として盛り込まれている。今回のプロジェクトで整備が完了したデータを用いて再集計を行うと、回答状況は平成19年度のものが図1、平成23年度のものが図2に示すとおりであった。これらの調査結果よりコミュニティ・スクールの指定に際して、おおよそ「教育委員会の意向」あるいは「学校自身の意向」がきっかけとなっていると学校運営協議会指定校校長は認識している。筆者らが整備した調査の結果を踏まえると、前記の先行研究と同様に学校運営協議会導入に際して、教育委員会および学校によるリーダーシップの発揮が重要な要素であると考えられる。とくに近年のコミュニティ・スクールの指定に際しては、教育委員会の意向がきっかけとなる場合が多いことがこれらの図の結果からうかがえる。平成19年度調査ではコミュニティ・スクール指定のきっかけとして「教育委員会の意向」と答えたのが、回答者全体の約46.5%であった。これに対して平成23年度調査では同様の項目として「教育委員会の意向」と答えたのが、回答者全体の62.3%であった。両調査結果を踏まえると、平成19年度から平成23年度の4年間では、教育委員会主導によるコミュニティ・スクール指定が多かった可能性も読み取れる。

しかしこれらの結果からは具体的にどのアクターに注目する必要があるのか判然としない。教育委員会や学校自体も多様なアクターから構成される。またこれらのアクターの意思決定や行動には、これらを取り巻く環境が影響を与える場合も考えられる。たとえば教育委員の任命権を有する首長の意向が教育委員会の意思決定を左右する場合もあるかもしれない。さらには学校の意思決定は保護者や地域住民の要望に応じて変わりうるのである。

そのうえで先行研究の知見を踏まえると、とくに首長、教育長、校長の3つのアクターに焦点をあてた分析が必要であるといえる⁹。具体的には、学校運営協議会の導入・実施に対して、首長、教育長、さらには校長が積極的である場合と校長が積極的である場合によって、学校運営協議会の普及の程度に差が生じるのか。あるいは学校・家庭・地域の協

働の実態に差異が確認できるか否か。仮に差異が確認されるのであれば、どのような差異が確認することができるのか。これらの点について検証することが課題としてあげられる。

ただしこれらの検証に際しては、整備した調査データでは把握されていないデータを補足して分析する必要がある。さきに述べた変数無視のバイアスによる誤った知見の導出を防ぐためである。たとえば地方自治体の財政状況を統制変数として設定することが求められよう。地方自治体における政策決定は財政状況の制約を受けることが実証されており（砂原 2011）、財政状況が教育政策をめぐる首長の選任に制約となることも示されている（青木・橋野 2011）。これらの知見を踏まえると、学校運営協議会の導入や実施の成果が、仮に首長や教育長の意思決定によって左右されるという結論が見出されたとしても、その根底には当該自治体の財政状況がある場合も考えられる。以上の点を踏まえながら行う一連の検証により、学校運営協議会制度の普及・阻害要因に関する知見を蓄積できると期待される。

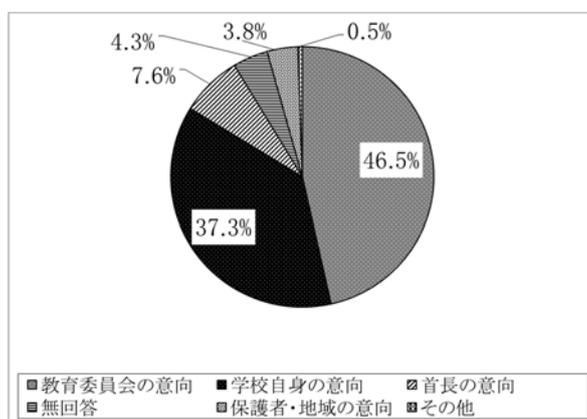


図 1 コミュニティ・スクール指定のきっかけ（平成 19 年度調査結果：N=185）
〔出所〕筆者作成。

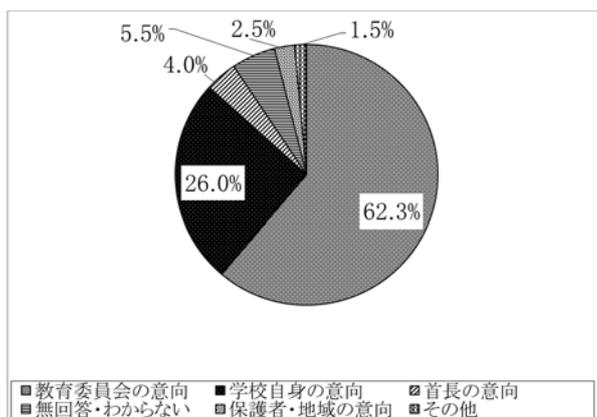


図 2 コミュニティ・スクール指定のきっかけ（平成 23 年度調査結果：N=396）
〔出所〕筆者作成。

付記

本稿は平成24年度東北大学大学院教育学研究科教育ネットワークセンタープロジェクト研究(「学校と地域に関する公共政策学的研究—日本・英国・韓国の比較分析—」代表 青木栄一)の研究成果の一部である。

[注]

- 1 文部科学省「コミュニティ・スクールについて」(入手先 URL: http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/community/index.htm、2014年1月15日最終アクセス)を参照。
- 2 同様に、日本の教育経営学における定量的アプローチの課題として、従属変数に影響を及ぼしうる要因を十分コントロールすることの必要性も唱えられている(露口2007)。
- 3 本調査の概要を執筆するにあたっては、佐藤[編著](2010:1-2頁)を参照した。
- 4 本調査の概要を執筆するにあたっては、コミュニティ・スクール研究会[編著](2012:9-10頁)を参照した。
- 5 たとえば平成19年度調査については、2008年8月21日の中央教育審議会初等中等教育分科会 小・中学校の設置・運営の在り方等に関する作業部会(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/038/siryu/08082506/001.htm#top、2014年1月29日最終アクセス)で、また平成23年度調査については、2012年6月21日の第2回コミュニティ・スクール企画委員会で調査結果が報告された(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/090/gijiroku/1326697.htm、2014年1月29日最終アクセス)。
- 6 特に平成23年度調査については、文部科学省初等中等教育局が2012年2月24日に開催した「震災対応を通じて考える地域とともにある学校づくりフォーラム」(場所:同省3階講堂)で速報値が公表された。
- 7 具体的には、(1) Manipulation、(2) Therapy、(3) Informing、(4) Consultation、(5) Placation、(6) Partnership、(7) Delegated power、(8) Citizen Control である(Arnstein 1969)。(1)および(2)はそもそも市民参加が成されていない状態を、(3)~(5)については、市民の意見を政策決定に必ずしも反映させなくともよいという形式的な市民参加を表す。(6)~(8)については、政策決定に参加した市民の意見を政策決定に反映させる義務を負うという点で、市民に決定権限が付与されている状態をさす。
- 8 ここでいう協働とは行政の決定に際して、従来の権限を有する者と市民とを協議させるものである。学校運営協議会制度とは、学校の運営方針についてこれまで決定権限を有していた学校と保護者・地域住民との協議のうえで決定することを念頭に置いている点で、当該制度は市民参加のうちの協働と捉えることができよう。
- 9 学校運営協議会制度導入・運用に際しては、教育長をはじめ教育委員会の判断・指導によって多様化しうる事が考察されている(日高2006)。とくに東京都三鷹市および京都府京都市での学校運営協議会の導入に際して、市長ならびに教育長が主導権を發揮していたことが、記述的にではあるが指摘されている(文室2014)。また学校運営協議会制度を学校改善という運用段階で校長が重要な存在となることは、大林(2011)の知見が示すとおりである。

[引用文献]

- ・青木栄一(2012)「首長による教育政策への影響力行使の態様変化—教育行政学のセレクション・バイアス問題—」日本教育行政学会研究推進委員会[編]『地方政治と教育行財政改革—転換期の変容をどう見るか—』福村出版、105-120頁。
- ・青木栄一(2013)「学校と地域に関する公共政策学的研究—日本・英国・韓国の比較分析—」『教育ネットワークセンター年報』第13号、73-77頁。

- ・青木栄一・橋野晶寛（2011）「市町村公立学校施設整備事業に対する首長の影響力—教育政策の政治学的分析—」『東北大学大学院教育学研究科年報』第 59 集 第 2 号、1-21 頁。
- ・市川昭午（1995）『臨教審以後の教育改革』教育開発研究所。
- ・岩永定・芝山明義・岩城孝次（2002）「『開かれた学校』づくりの諸施策に対する教員の意識に関する研究」『日本教育経営学会紀要』第 44 号、82-94 頁。
- ・大林正史（2011）「学校運営協議会の導入による学校教育の改善過程—地域運営学校の小学校を事例として—」『日本教育行政学会年報』第 37 号、66-82 頁。
- ・小林良彰・中谷美穂・金宗都（2008）「地方分権時代の職員意識」小林良彰・中谷美穂・金宗都『地方分権時代の市民社会』慶応義塾大学出版会、121-148 頁。
- ・コミュニティ・スクール研究会 [編著]（2012）『コミュニティ・スクールの推進に関する教育委員会及び学校における取組の成果検証に係る調査研究報告書』（平成 23 年度文部科学省委託調査研究報告書）。
- ・佐藤晴雄 [編著]（2010）『コミュニティ・スクールの研究—学校運営協議会の成果と課題—』風間書房。
- ・砂原庸介（2011）『地方政府の民主主義—財政資源の制約と地方政府の政策選択—』有斐閣。
- ・椿優子（2012）「コミュニティ・スクールの政策形成過程に関する研究」『熊本大学社会文化研究』第 10 巻、143-161 頁。
- ・露口健司（2007）「教育経営研究におけるサーベイリサーチの動向と課題」『日本教育経営学会紀要』第 49 号、202-213 頁。
- ・仲田康一（2010）「学校運営協議会における『無言委員』の所在—学校参加と学校をめぐるマイクロ社会関係—」『日本教育経営学会紀要』第 52 号、96-110 頁。
- ・仲田康一（2011）「学校運営協議会による保護者啓発の論理と帰結」『教育学研究』第 78 巻 第 4 号、450-462 頁。
- ・仲田康一・大林正史・武井哲郎（2011）「学校運営協議会委員の属性・意識・行動に関する研究—質問紙調査の結果から—」『琉球大学生涯学習教育研究センター 研究紀要』第 5 号、31-40 頁。
- ・日高和美（2006）「学校運営協議会の制度化に関する一考察」『教育制度学研究』第 13 号、163-175 頁。
- ・文室駿（2014）『コミュニティ・スクール全校指定に向けた政策過程—三鷹市と京都市の教育長に着目して—』（平成 25 年度東北大学教育学部卒業論文）。
- ・三鷹教育・子育て研究所 コミュニティ・スクール研究会（2013）『地域とともにある学校づくり、学校からのまちづくりの推進に関する調査研究—コミュニティ・スクールによる効果と自治体の教育施策推進に関する調査研究—』（平成 24 年度文部科学省委託調査研究報告書）。
- ・文部科学省（2012）『震災対応を通じて考える地域とともにある学校づくりフォーラム～平素からの学校と地域の関係づくりが子どもたちを守り、地域を守ることにつながる～』（2012 年 2 月 24 日実施同フォーラム配布資料）。
- ・屋敷和佳（2011）「学校運営協議会活動の模索と成果・課題—杉並区立向陽中学校における 6 年間—」『日本教育経営学会紀要』第 53 号、124-133 頁。
- ・柳至（2010）「参加制度の導入と市民社会組織の政策参加」辻中豊・伊藤修一郎 [編]『ローカル・ガバナンス—地方政府と市民社会—』木鐸社、95-110 頁。

- Arnstein, Sherry R. (1969) "A Ladder of Citizen Participation," *Journal of the American Institute of Planners*, Vol.35 No.4, pp.216-224.
- Epstein, Joyce L., Galindo, Cludia L. & Sheldon, Steven B. (2011) "Levels of Leadership: Effects of District and School Leaders on the Quality of School Programs of Family and Community Involvement," *Educational Administration Quarterly*, Vol.47 No.3, pp.462-495.
- King, Gary, Keohane, Robert O. & Verba, Sidney (1994) *Designing Social Inquiry, Scientific Inference in Qualitative Research*, Princeton, N.J. : Princeton University Press (真淵勝 [監訳] (2004) 『社会科学のリサーチ・デザイン—定性的研究における科学的推論—』勁草書房) .
- Putnam, Robert D. (1993) *Making Democracy Work : Civic Traditions in Modern Italy*, Princeton, N.J. : Princeton University Press (河田潤一 (2001) 『哲学する民主主義—伝統と改革の市民的構造—』NTT出版) .